# 令和８年６月定例会　公社事業対策特別委員会の概要

日時　　令和８年７月１日（水）　　開会　午前１０時２７分
　　閉会　午後　０時２０分

場所　　第９委員会室

出席委員　内沼博史委員長
逢澤圭一郎副委員長
渡辺聡一郎委員、林薫委員、宮崎吾一委員、武内政文委員、小島信昭委員、
白根大輔委員、町田皇介委員、権守幸男委員、金野桃子委員、
山崎すなお委員、高木功介委員

欠席委員　なし

説明者　［企画財政部］
高窪剛輔行政・デジタル改革局長、秋葉宏和行政・デジタル改革課長
［産業労働部］
神野真邦産業政策局長、吉田和則商業・サービス産業支援課副課長、
上野暁イノベーション創造課副課長、江後真澄新産業育成課副課長、
難波明寛企業立地課副課長、清水智広経営・金融支援課副課長、
磯秀樹雇用・人材戦略課副課長、高橋直樹産業労働政策課主幹、
中嶋昌敏産業拠点整備推進幹主幹
［都市整備部］
中村克都市整備部長、浪江美穂都市政策・公園局長、
山田暁子まちづくり局長、高橋英樹公園スタジアム課長、高頭秀和住宅課長
［公益財団法人埼玉県産業振興公社］
秋友一広理事長、佐々木亨専務理事、木村浩利総務企画部長、
高野正則ビジネス展開支援部長、倉崎哲雄経営支援部長、
白田雅巳新産業振興部長
［公益財団法人埼玉県公園緑地協会］
鶴見恒理事長、金澤圭竹専務理事、関口恵介常務理事、清水洋一郎総務部長、
漆原博之技術部長
［埼玉県住宅供給公社］
庄司健吾理事長、若林昌善副理事長、大澤由武常務理事、牧野秀昭常務理事、
田中秀幸事務局長、中村宗彦経営企画室長、国分政勝公営住宅部長、
中村智一管理事業部長、中村孝之技術部長

会議に付した事件
１　県の公社指導について
２　公社における改革の取組について
　　公益財団法人埼玉県産業振興公社
　　公益財団法人埼玉県公園緑地協会
　　埼玉県住宅供給公社

**渡辺委員**

御説明ありがとうございます。私からは、資料１－２の指定出資法人改革プログラムについて大きく２点。それから、埼玉県公園緑地協会について、大きく２点お伺いいたします。

まず、資料１－２の指定出資法人改革プログラムなのですけれども、今回、三つの法人が、この法人改革プログラムの対象外とされていますけれども、その理由は、検討委員会からの意見がなかったというふうになっておりますが、これらの３法人については、社会情勢の変化やＤＸ推進への対応といった観点も含めて、業務改革の必要はないという認識なのか、また、対象外であっても、県として、改革の実施などについて指導・関与をどのように行っていくのかお伺いいたします。

２点目ですけれども、改革プログラムの具体的内容を見ますと、いきいき埼玉、あと国際交流会の組織統合といった、抜本的な取組が見られますけれども、県民にとって具体的にどのような効果を見込んでいるのか。また、そのほか事業連携などの内容も見られますが、関係機関との調整など、県としてサポート体制はどうなっているのかお伺いいたします。

それから、埼玉県公園緑地協会についてでありますけれども、埼玉県公園緑地協会の添付いただいた参考資料を見ますと、事業報告書の３ページでもですね、施設の利用者数が６５５万５，０００人の目標に対して、実績が５７６万８，０００人となっておりますが、この利用者数、未達成の要因をどのように分析しているでしょうか。一方で、利用料金や事業収益は目標を上回っておりまして、利用料金見直しなど収支の改善が図られたという説明ありましたけれども、とはいえ、利用者の拡大も重要と考えますが、収益は確保が進んでいる一方で、全体的な利用者が減少している状況をどのように考えているか、お伺いいたします。

それから、最後ですけれども、近年、温暖化が大変著しいですけれども、夏場の利用者数の推移をどのように分析しているか。また、公園に、例えば、日陰の確保であったり、ミストや休憩場の整備など、熱中症対策を今後どのように進めるのか、お伺いいたします。以上です。

**行政・デジタル改革課長**

渡辺委員の御質問に順次、お答えを申し上げたいと存じます。２点御質問頂いたと認識しております。

１点目でございますけれども、埼玉県指定出資法人あり方検討委員会を踏まえた指定出資法人改革プログラムについて、三つの法人が対象外とされていることについての県としての指導ですとか、関与の仕方ということに御質問頂きました。三つの法人、埼玉新都市交通株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、そして、また、本日いらっしゃっている埼玉県住宅供給公社、この三つでございますけれども、プログラムの対象外となりましたこの３法人につきましては、県としては現状のままで課題がないということの認識ではございませんで、先ほどの御説明にもございましたけれども、指導のですね、基本的な考え方にもございますとおり、また、委員の御指摘ございましたとおり、社会情勢の変化への対応ですとか、デジタル技術を使用した収益向上、コスト削減、業務効率化などによるＤＸの実現を目指すなど、こういった観点を含めて、現状のままで課題はないということではなくて、引き続き、指導を行っているところでございます。具体的にはですね、各法人がそれぞれ

３年から５年を計画期間としております中期経営計画とですね、あと、毎年、１年ごとに立てております事業計画、これをそれぞれの法人で策定しておりまして、経営目標や収支計画を明確化させております。この際、これに当たりまして、有識者の委員で構成される埼玉県指定出資法人経営評価委員会から専門的な助言を頂いております。県といたしましては、こうした外部有識者からの助言も踏まえまして、法人に対して指導を行うとともに、設定された経営目標について厳格な進捗管理を行うなど、引き続き、指定出資法人管理部局である企画財政部と、法人所管部局である各部局とでしっかり連携して、指定出資法人に対する指導に取り組んでまいりたいと考えております。

２点目でございます。今回のプログラムには、組織の統合ですとか、事業連携ですとか、また、いきいき埼玉などという例示もございましたけれども、こういったところに対する対応が見られると。こういったことについて県民からどんな効果があるのかとか、あとはまた、県としてのサポート体制についてというお問合せであったかと存じます。

指定出資法人改革プログラムにございます。組織統合ですとか、事業連携の推進につきましては、単に、効率化を図るだけではございませんで、お互いのそれぞれの法人が持つノウハウですとか、強みを掛け合わせることで、これまでになかった相乗効果を生み出すことを目指しているところです。これによりまして、分野を超えた協働により新しい取組が始まるなど、多様な県民ニーズに応じた、これまでにない幅広いサービスが展開されるものと考えているところでございます。こうした組織統合、事業連携の実施に当たりましては、事業の利用者や関係団体などの意見も、法人とともに丁寧に聞きながら、スムーズに手続が進むよう取り組んでいるところです。また、いきいき埼玉と国際交流協会の統合でございますけれども、特にですね、いきいき埼玉におきましては、地域の担い手ですとか、ＮＰＯですとかそういったところの強みであるとか、あとは、国際交流協会においては、外国人連携支援に対するノウハウですとか、こういったところがございますところから、こういったところの親和性が掛け合わせることができるかなというところで、連携ということに挙げさせていただいているところでございます。それぞれの法人の事業特性ですとか、現場の実情に合わせた実効性のあるサポートを県としても実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

渡辺議員の御質問にお答え申し上げます。前回の中期経営計画の経営指標といたしまして、有料施設利用者数は令和７年度目標６５５万５，０００人でしたけれども、実績は５７６万８，０００人で、７８７，０００人目標を下回っております。収益目標は達成している一方で、有料公園施設の利用者数が目標に届かなかった要因につきましては、コロナ禍からの回復を全般的に強く見込み過ぎた面があります。また、例えば、上尾運動公園の陸上競技場の改修工事など、目標の設定時には想定しなかった、想定できなかった施設の改修工事等の影響があったと分析しております。こうした計画時には、想定し得ない事態が生じますことから、今回の新たな中期経営計画におきましては、経営目標に対する評価が明確になるよう、指標を改めて設定したところでございます。一方、収益につきましては、３公園の夏季プール及びこども動物自然公園の利用料金の改定をお認めいただけたことが大きく影響し、利用料金、事業収益等は令和７年度目標２１億９，１００万円のところ、実績２４億５，０００万円でありました。特に、夏季プールにつきましては、約１億３，８００万円の入園料の増となったところでございます。引き続き、利用者数の拡大は、収益増につながることでございますので、そちらにつきましても努力してまいりたいと思います。

続きまして、２点目でございます。夏場の猛暑対策関係でございます。公園の利用者数につきましては、有料施設について把握しております。御質問の夏季の利用者数の推移でございますが､一概に全て減少傾向というものではなく､各施設によって増減があります。近年の猛暑を踏まえまして、今後の公園管理運営においては、県民の皆さんが安全かつ快適に利用できるよう時間帯の工夫と併せて、施設面及びサービス面の対策を一体的に進めることを基本方針としております。まず、利用時間帯の工夫といたしまして、気温がまだ上がっていない早朝の時間帯や、日没後の夜間に施設を御利用いただけるよう、運営面での取組を進めております。早期営業につきましては、秋ヶ瀬公園や所沢航空記念公園のテニスコートで実施しております。さらに、今年度から新たに指定管理者となった吉見総合運動公園におきましても、利用者ニーズを踏まえ、夏季期間における運動施設の早朝営業を実施することといたしました。

次に、夜間利用につきましては、こども動物自然公園において、昨年９月にナイトズーを開催し、１０，８０７人の御利用をいただきました。また、しらこばと公園、加須はなさき公園ではナイトプールを実施しました。さいたま水族館では、ナイトアクアリウムということで実施して御来場いただいたところでございます。このほか、テニスコートにつきましては､所沢航空記念公園や越谷公園､川越公園でナイター営業をいたしております。施設面の対策といたしましては、ミストの設置や、クールスポットの提供、日よけの設置や親水施設の開放などを行っております。また、サービス面の対策といたしましては、日傘の貸出し、氷の配布などを実施しております。特に、こども動物自然公園では、クールマップを作成し、ホームページに掲載しております。ミストの位置やエアコンを設置してある無料休憩場、親水施設であるジャブジャブ池、日傘の貸出しサービスの位置を地図内に記載し、園内で涼める場所が分かるようにしております。今後とも、利用者の皆様の安全安心を最優先に、気候の状況や利用者ニーズを的確に捉えながら、県民の皆様が快適に公園を御利用できるよう、取り組んでまいります。以上でございます。

**渡辺委員**

公園緑地協会の件について、２点だけお伺いしたいんですけれども、利用者数の増加の件ですけれども、目標が高過ぎたとかというお話があったのですけれども、やはり、広く県民の福祉充実という観点から利用者数を増やしていく、利用者数についてもやはり注視が必要かなというふうに考えているんですけれども、今後の経営計画において、新規利用者の開拓とかリピーターの獲得とかで、具体的な集客戦略、何か新しいものは考えられているのかということを１点再質問いたします。

あと、もう１点。熱中症の関係ですけれども、炎天下で働く利用者だけではなくて、現場スタッフとかボランティアの方の熱中症対策というのをどのように行われているのか、再質問します。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

まず、集客、公園利用者の拡大に向けてなのですけれども、例えばですね、埼玉スタジアム２〇〇２公園におきましては、この５月３日から５月６日の４日間でですね、ビバ・ラ・ロックということで、音楽フェス、音楽イベントを大々的に行いまして、延べ１０３，０００人の集客がございました。音楽ライブはこのほかにも、９月にも予定をしております。さらに、プールにおきましても、例えばですね、ナイトプールを実施したり、プールの営業期間を今年度７月４日からプール開きをするわけなのですけれども、期間を延長したりというような形で、利用者拡大を図っているところでございます。

それから、熱中症対策につきましては、職員等にも熱中症の予防のための説明等、例えば、プールの監視員等も含めましてですね、説明会というか、研修というか、講習をしたり、そういう形で周知徹底を図っているところでございます。以上でございます。

**林委員**

それでは、私からは、産業振興公社に３点、住宅供給公社に２点お伺いいたします。

では、産業振興公社に対する質問の１点目で、新規事業でありますグローバルニッチトップ企業育成事業につきまして、お伺いいたします。１点目、既に国内でニッチトップである企業のグローバル展開を支援することが、メインであるというふうに理解しているのですが、更に進めまして、そもそも技術力を高め、国内でニッチトップといえるレベルまで技術力を高めるような指導を行うことも、公社の支援メニューとして想定されているのかどうか。

２点目の御質問です。ニッチトップであることが価格交渉力の裏付けとなると思いますが、進出先各国の市場での適正販売価格は、どのように算定されているのでしょうか。

３点目です。グローバルニッチトップ企業の育成支援は、一義的には対象企業の支援が目的であると考えますが、その企業が所属するサプライチェーン全体に利益を適正に共有することが最終目標であると考えます。単独の企業への支援の成果をサプライチェーン全体で適正にシェアするための指導は、どのように行っているのでしょうか。

続いて、住宅供給公社に２点お伺いいたします。１点目、資料４－２の２の（２）に、新規の経営指標が二つあったかと思います。マンション管理組合からの管理受託件数と、各種手続業務のデジタル化による事務処理時間の二つの指標が新たに定められていますが、この意図は何でしょうか。

最後、２点目です。同じく資料４－２の３の（１）のウなどに、自治会のコミュニティの活性化とあります。この自治会コミュニティの活性化の重要性、私も全く同感です。資料には、移動販売サービスの提供や飾花事業ですか、花を飾る事業などの具体例も例示されていますが、自治会コミュニティの活性化にどのように取り組んでいくのか、御答弁をお願いします。

**（公財）産業振興公社理事長**

林議員の御質問にお答え申し上げます。まず、一つ目の質問は、支援対象は既に国内でニッチトップ企業となっている会社か、それともニッチトップを目指す企業の技術力向上も含めているのかということですが、基本的にはニッチトップに近い段階、つまり、国内市場で特定の分野で一定の競争力を有する企業の海外展開を後押ししてグローバルニッチトップ企業となることを想定しております。しかしながら、必要に応じてですね、技術力の向上を通じて、ニッチトップを目指す段階の企業についても支援の対象になり得ると考えております。具体的には、ものづくり部会というコンソーシアムを組成しておりまして、一定の競争力を有する企業と技術力の向上を通じてニッチトップを目指す段階の企業、それぞれの方に入会をいただいております。具体的には、コンソーシアムへ入会いただいた企業に対しては、グローバルニッチトップ企業創生コーディネーターがヒアリングを行って、企業の状況に応じて支援策を講じ、１社でも多く、ＧＮＴ企業の創出に努めてまいりたいと考えております。現在、３８社がコンソーシアムに参加しており、海外市場の接続をすることで、ＧＮＴ企業になりうるＡランクの会社が約５社ございまして、それを追う会社がＢグループとするならば、１０社から１５社いるという段階でございます。

二つ目の質問、進出先各国での適正販売価格はどのように算定するのかという御質問で

すが、適正販売価格は、進出先市場の競合状況、現地でのコスト、そして、輸出する場合の関税、物流費、為替変動に対するコスト、そして、ブランド価値等を総合的に勘案して判断されるものと考えております。公社といたしましては、価格設定そのものを行うというよりも、必要な情報収集や市場分析を支援する形が適切だと考えております。

三つ目の質問、サプライチェーン全体で、埼玉県の企業が利益を共有するための指導はどうするのか、ということだったと認識しておりますが、御指摘のとおり、持続的な競争力の確保には、対象企業のみならず、サプライチェーン全体への波及が重要と考えております。グローバルニッチトップ企業支援事業では、一定の競争力、技術力を有する企業の支援とともに、それらの企業とニッチトップを目指す企業との個別商談会を本年度は３回実施する計画となっております。このことにより、県内サプライチェーンの強化拡大を目指し、共存共栄の関係づくりを支援していくことが重要と認識しております。具体的には、１回目の商談会は終了しておりますが、グローバルニッチトップ志向の企業が繁忙を極める半導体関連の仕事を県内の他社へ移管し、生産キャパを空けて、グローバルニッチトップとして狙いを定めた、グローバル航空機分野への準備を進めている企業とのマッチング需要がございました。以上でございます。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

先ほど、林委員から２点御質問頂きました。まず、１点目のですね、四つの新たな経営指標のうちの二つ、どのような考えでやっているのかということだと思いますけれども、まず、一つ目のマンション管理組合からの管理受託件数ですけれども、近年マンション管理につきましては、住民の高齢化などによりまして、マンション管理の担い手が課題となっておると認識しておりまして、県の住生活基本計画でも、高経年マンションなどの適切な管理修繕の促進ということが定められております。当公社としましても、県の住宅政策の推進に資する事業を行う観点から、マンション管理組合からの受託管理件数を経営指標として、過去、当公社が分譲したマンションで、まだ、当公社が管理できてないものが、自主でやっていただいてる方がいらっしゃいますので、その辺について対応していこうということで、目標に挙げさせていただいてます。それから、各種手続、業務のデジタル化による事務処理時間ですけれども、各種手続のデジタル化を通じまして、事務処理の効率化を図るとともに、その結果として生み出した時間によりまして、更なる県民サービスの向上を図ることを目的としまして、新たな指標として設定させていただきました。

２点目で御質問頂きました、自治会コミュニティの活性化支援では、どのように取り組んでいくのかと。現在、やっていることも含めて御報告になるのかもしれませんけれども、自治会コミュニティの活性化を図るためには、住民のニーズに合った参加しやすいイベントやきっかけづくりが重要であると考えております。既にやってる７年度では、団地内の美化を目的に、団地内に飾る花の苗を提供する飾花、花を飾る支援をしているのが一つ。それから、住民の利便性向上を目的に、団地周辺の生活施設等を掲載する団地周辺マップの作成支援を行っております。まず、飾花支援では、昨年は６９自治会に対して２４，７８０の苗を提供しました。今年度は、また、同じく３００幾つの全自治会に声を掛けて、おそらく同じぐらいは手を挙げてくれるのではないかと思いますけれども、それに支援していくこと。それから、団地周辺マップの作成支援では、去年は３自治会で、入居者が一緒にマップを作成することによりまして、そういうのは、集まることで自治会コミュニティの活性化、まず、集まることでそのメンバーが、コミュニティが活性化するということと、それを利用していただくということで、その団地の自治会のコミュニティが活性化するということがあると思っております。また、公社では、それ以外に買物に困っている入

居者を支援する移動販売サービスを普及させていますけれども、決まった時間、場所に移動販売車が来ることによりまして、入居者の様々な会話のきっかけになっているというふうに理解しております。引き続き、利用者からのニーズに応じまして、より効率的なサービス提供を続けていきたいと考えております。以上でございます。

**林委員**

１点のみ再質問いたします。住宅供給公社の２点目の御質問で、ただ今、自治会のコミュニティの活性化ということでお答え頂きました。自治会の運営に対する支援策はおありなのでしょうか。お願いします。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

先ほど、林委員から御質問頂きました自治会の運営につきまして、役員の成り手不足や高齢化によりまして、運営自体が困難になりつつあるというふうな問題があると、私どもも認識しております。公社ではこれまで、この自治会について、草刈りの負担低減のための草刈り機や除草シートなどの環境美化に必要な備品購入などへの助成を行ったという実績がございます。これは、毎年、増減はありますけれども、希望者を募ってやり続けております。また、高齢化が進む自治会の課題につきましては、担い手不足に対応するための一助としてのコミュニティ形成支援、こちらから出張相談をしに行って、年間数回ですけれども、そこで話を聞いたり、移動販売の実施などを併せて実施しておるのが現状でございます。今後とも県とも連携しながら、自治会の負担軽減などの取組を、何ができるかということを検討していきたいと考えております。以上、御報告でございます。

**行政デジタル改革局長**

資料１－１につきまして、資料に誤りがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。資料１－１、県の公社資料についての（２）県派遣役職員の推移につきまして、令和８年度は１１７人と表記になっておりますけれども、１１８人の誤りでございました。また、これに伴いまして、私の説明の際にも、１１７人と説明してしまいましたけれども、前年度と比べて２人増加となっている旨説明させていただきましたけれども、正しくは、令和８年度は１１８人であり、前年度と比べて３人の増加でございました。謹んでおわびして、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

**金野委員**

公園緑地協会についてお伺いいたします。中期経営計画において、経営方針や経営目標経営指標、実施方策などを掲げていますが、１５の指定管理施設及び四つの管理受託施設でそれぞれ特徴が全く異なる上、各公園の管理事務所ごとにおいても、様々な取組に対する温度差があるとも感じています。公園緑地協会が管理する全ての公園について、協会として掲げるこうした目標が共有され、一体的に取組が進められているのか疑問もありますが、各公園の管理事務所長に対してどのように指導をされているのかお伺いします。

また、中期経営計画に掲げる経営方針に対する取組の中で、顕著な効果を上げた公園の実績について、各公園に横展開することで、所長間の切磋琢磨を促し、相乗効果により協会全体としての成果の底上げを図るべきと考えますが、今後の具体的な推進手法についてお伺いいたします。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

金野委員の御質問にお答え申し上げます。委員御指摘のとおり、当協会が管理する公園は運動公園、自然系の公園、水上公園、動物公園など、その特性が施設ごとに大きく異なります。このため、中期経営計画では、協会共通の経営方針、経営目標軸としつつ、具体的な実施方策は、各施設の特性に応じて展開する建付けとなっております。一方、この本計画におきましては、本部のみで策定したものではなく、各公園の管理事務所長から意見を聴取し、現場の実情を反映して取りまとめたものでございます。その方向性は、所長を含む協会全体で共有された認識であると考えております。所長への指導につきましては、毎月１回の所長会議を通じて経営方針・目標の趣旨を繰り返し共有するとともに、各公園の利用状況や課題を共有しております。併せて、取組状況や経営指標の進捗を把握し、必要な助言と支援を行っております。とりわけ、今回、導入した利用者満足度を測るＮＰＳ、ネットプロモータースコアは四半期ごとに集計し、成果をきめ細かく確認しながら、各事務所を下支えしてまいりたいと考えております。

次に、効果を上げた公園の実績の横展開についてでございます。委員御提案の趣旨は、当協会の目指す方向と軌を一にするものであると考えております。またＳＮＳ等から利用者の声を収集するソーシャルリスニングで頂いた意見は、掌握するだけに留めず、ＡＩも活用し、その根底にあるエッセンス等を分析した上で、他の公園へ横展開したいというふうに考えております。今後は、毎月の所長会議を活用した好事例の共有や発表、公園間の相互視察、先進事例の研修などを通じて所長間の切磋琢磨を促し、相乗効果により協会全体の底上げを図ってまいりたいと思います。以上です。

**髙木委員**

公園緑地協会と住宅供給公社について、１問ずつ御質問をさせていただきます。

まず、公園緑地協会について伺います。公園の利用許可について、公園緑地協会と県の役割分担についてお尋ねいたします。本年春に、秋ヶ瀬公園で開催されたクルド人の祭典ネウロズで、実際に混乱が起きたという事件が生じました。このように危険な状況が予見されるイベントについて、利用許可は指定管理者の権限だから県は関与しないという立場なのか、それとも、指定管理制度というふうなものがあるのは、こういうふうに答弁をしてもらっているように分かるのですけれども、公園の設置者は県だというふうなことですので、仮に、重大な事件だとか事故が発生した場合に、指定管理者の判断だったとして、県に責任が及ばないというふうなことというのは、ちょっと問題ではないかなというふうに思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

次に、住宅供給公社についてお尋ねしたいと思います。ＵＲの賃貸住宅では、法人による借上げなど、借上げで契約者以外の方を住まわせる、いわゆる不正使用だとか、更には事実上の民泊問題などが問題になっております。私の元にも、県営住宅においても契約者以外の方が友達を泊まらせたとかいうふうなことで、事実上、民泊になっているのではないかというふうな情報などが寄せられておりますが、住宅供給公社でこのような不正使用だとか、契約違反の実態をどの程度把握されているのか、伺いたいと思います。お願いいたします。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

髙木議員の御質問にお答え申し上げます。地方自治法２４４条の２第３項及び埼玉県都市公園条例第２２条等に基づきまして、公園の行為の許可及び利用の許可等に関するものは、指定管理者の権限とされております。どのような団体であっても、利用申請に対して

申請内容確認の上、管理上の支障がないか、公共の福祉を阻害するおそれがないかなど、許可権者である指定管理者の公園緑地協会で、適切に判断しているところでございます。以上です。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

先ほどの髙木委員の御質問でございますけれども、住宅供給公社では、外国人にかかわらず、約２２，０００世帯が現在、県営住宅に入居されてまして、その居住実態を把握しております。議員御指摘のような不法な居住や民泊といった問題は、現在、こちらの方では把握していない状況でございます。問題は生じていないと、認識しておる状況でございます。仮に、不法な居住や民泊といったようなことが疑われる事案があれば、もうこれは外国人ということに限らず、全２２，０００世帯の全体の業務の一部として、管理業務の中で指導を行ってまいりたいというふうに考えております。以上、御説明させていただきました。

**髙木委員**

それぞれ、１問ずつ再質問させていただきたいと思います。

まず、公園緑地協会についてなのですけれども、先ほど、私がちょっと申し上げましたように、重大なトラブルとかが生じたときに、これはもう我々が独立してやっているのだから、県の責任ではありませんみたいな形で、そこまで責任を負うことが公園緑地協会にできるのかなというところが非常に疑問でございまして、疑問というかむしろ、県としても指定管理者として任せている以上、全て任せるというのではなく、例えば、県の方にも警察の情報だとか、様々の情報というのは持ってると思いますが、そういうふうな横のつながりみたいなものというふうなものはなしに、全てもう独立して、貸す貸さないも含めまして、そういうふうに考えていらっしゃるのかちょっと確認で、もう１問させていただきたいと思います。

住宅供給公社については、今の答弁、了解いたしました。一方で、そのような把握をしていないというふうなことなのですけれども、もちろん、そういうような調査というふうなものは耳に入っていないからというか、調査をした結果、今、御答弁なされたのかということを確認のために答弁を求めたいと思います。お願いいたします。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

地方自治法及び埼玉県都市公園条例に基づきまして、公園の行為の許可及び利用の許可に関するものは、指定管理者の権限とされております。公の施設を貸出す際には、地方自治法において正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではいけないとされておりまして、公園の利用や行為等の許可に当たっては、申請内容を詳細に確認し、法令や基準等に照らし、行為許可権者である指定管理者において、適切に判断しているところでございます。以上です。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

住宅供給公社で管理代行させていただいている県営住宅では、毎年、全ての入居者に対して、民間賃貸住宅では実施されていない、翌年度の家賃額を決定するための収入申告を出していただいて、確認しておりまして、その住宅に入居している世帯構成人数を確認しております。その際に、適正な入居手続を経ないで住宅を使用している場合や、許可されたものと異なるなどの不適正入居の疑いがある方には、指導是正を行っている。そのよう

な範囲でやっておりますということでございます。

**権守委員**

住宅供給公社についてお伺いをいたします。先ほど林委員からも質問があったところ、少しかぶりますけれども、具体的にお聞きしたいので質問させていただきます。私もですね、資料４－２の改革の取組についての２ページの中で、先ほどデジタル化により、令和７年度比で１，５４１時間削減するその意図はということで、県民サービスの向上という答弁が理事長からありましたけれども、令和７年度比１，５４１時間の目標の算定根拠をお伺いします。また、対象となる手続がどういうものがあって、各年度、８年度から１０年度まで、年度別の取組内容及び削減目標をお伺いします。

二つ目でありますけれども、４－２の３ページの中で、ウの多様なニーズを持つ入居者へのサービス向上や自治会コミュニティ活性化支援の中で、入居者のニーズをアンケートや相談対応、自治会からの聞き取りなど、具体的にどのような方法で把握しているのか教えてください。また、その把握をどのぐらいの頻度で行っているのか、また、全ての団地、自治会を対象としているかどうかを教えてください。

三つ目でございます。参考資料の４－１の３ページから４ページに、住宅相談業務受託事業として、令和７年度の住宅相談等の実施は３４，４５９件と記載があります。一方ですね、８年度の計画、ページでいうと８８ページにありますけれども、令和８年度の相談業務が、２万件の計画となっておりますけれども、これ、同じ業務であればですね、約４割少ない目標となっております。この令和７年度の住宅相談等の実績３４，４５９件に対して、８年度の２０，０００件とした理由を伺います。また、相談件数だけでなく、相談によって課題が解決した割合や、適切な支援機関につながった割合などあれば、成果指標を設定すべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

先ほどの権守委員の御質問３点について、御報告させていただきます。まず、一つ目の、令和７年度で１，５４１時間削減という根拠、どういう考えであるのかということだと思いますけれども、当公社では、最近からではなくて、令和４年度から、この削減のことを進めておりまして、実は４年から１０年までの７年間で、３，０００時間を削減する、目指すということを社内で考えておりまして、その中で、７年度までの４年間で、端数が出ますけど、１，４５９時間を削減できたと。その残りが、１，５４１で、この残りを残った３年間でやろうと。ただ、実際やりやすいものからやっていますので、先はちょっと厳しいことはあるのですけれども、まず、その中で、今、委員がおっしゃられた対象となる手続ですけれども、どんなのがあるかということでいくと、公社賃貸住宅等の入居申込みや退去申請、入居中の修繕依頼や車庫証明の発行など、入居から退去までの各種手続や賃貸借契約などの各種契約業務、事務ですね、それに工事図書の電子納品などを対象としております。また、取組の内容としましては、先ほどと一部かぶるかもしれませんけれども、７年度に業務のデジタル化を１４業務で１０，０００件超を実施していたのを前提にして、８年度は更に拡大するというふうなことで、少しずつ進んでいきたいと、足元の８年度はちょっとどう表現すればいいのでしょう。ペースがちょっと落ちる形になってしまうのですけれど、１５７時間で、残りの２年間は、５００、６００ずつ頑張っていかなければいけない。このときに、社内全体でプロジェクトチームで検討して、何とかやっていけるようにいきたいと思っているのが、一つ目の御質問への返答でございます。

次に、２番目のところで、多様なニーズを持つ入居者にどんなことをやっているかとい

うことで、まず、令和７年度に始めたんですけれども、職員が出向いて、居住者から直接相談を受ける出張相談会というのを県営住宅に対してやりました。これは、四つの支所で一つずつ４団地、結果的に８人ぐらいの時間の枠を作ったのですけれども、３１組が来られました。８年度はこれを倍増する予定でございまして、これを今後も９年１０年ということをやっていこうと思っております。それが一つ目。そこでいろんな意見を聞くことで、次につなげると。これが直接行くことで、一方で、広くＷＥＢで話を聞ける人、年齢的に高くなっているので、どこまで来るかなと思いながら始めた施策でございますけれども、令和７年１２月から家賃相談窓口をＷＥＢ上に開設しました。これが半年間で、既に５４件の相談が来てまして、この辺なんかを両方対応しながら、ＷＥＢで多く広く受けるのと、行ってじっくり話を聞いてあげるというとちょっと上から目線なってしまいますけれども、聞くのと併せて、それをやることと、そこから先は、先ほど申し上げた移動販売サービスや飾花事業をやっていこうと、ということをしていこうと思っております。これがとりあえず二つ目。

三つ目のところですけれども、これは私どもが住まい相談プラザというのを県の委託を受けて、大宮駅のコンコースで作っております。ここの利用件数につきましては、例年、年間２０，０００件前後で推移しております。令和７年度は、公社の自主事業によりましてＷＥＢ広告を実施しまして、ややコストが掛かったのですけれども、去年はちょっと業績が良さそうだったので、これコストを掛けてやったら、その結果として、ホームページのアクセス誘導を行って、アクセス数が増加して、それを入れたこともありまして、３４，０００と。やはり増えたのが、ほとんどホームページのアクセスだと考えております。令和８年度につきましては、ＷＥＢ広告につきましては、去年は試行でやったもので、一過性かどうか、まだ、判断しかねるという状況もありまして、元に戻した２０，０００件の目標ということで設定しております。また、住宅相談につきまして、その内容が多岐に渡っているために、定量的な成果指標とするのは難しいと考えておりますけれども、御指摘の解決した割合や、適切な支援機関につながった割合などは重要ですので、成果指標とできないか、今後、検討してまいりたいと思っております。日頃やっているので、専門員による各種相談、弁護士相談やマンションの管理相談、リフォーム相談におきましては、専門員による助言を無料で行っておりまして、相談者から相談の結果を得られてよかったなどの感謝の言葉を頂いております。以上でございます。

**権守委員**

１点だけすみません、再質問なんですけれども、デジタル化による削減が、令和４年から１０年にかけて３，０００時間で、これまで１，４５９の残りが１，５４１で、理事長さんからですね、ペースが落ちてというような御答弁がありましたが、実際、聞いていると達成できるのかなということ、また、多分、回答としては達成しますということなのでしょうけれど、どうなのかなというのがちょっと１点だけ再質問いたします。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

波のところで、今年度は底で、この後頑張ります。

**白根委員**

私も手短に、２点だけ質問させていただきます。

これも林委員と権守委員とかとちょっと似ているのですけれども、まず、住宅供給公社のですね、改革の取組のところで、公営住宅の適正化とコミュニティの活性化支援という

ところなのですけど、先日ですね、供給公社が管理してる市営住宅があるのですけども、そこでブレーカーが落ちてしまって分電盤が見つからないと騒いでいたのですけれども、何回もそういうのがあって、自治会からちゃんと供給公社のほうに連絡されてるのかどうかも含めてですね、どういうふうな形で自治会と供給公社と連絡が取れているのか、修繕とかも含めてですね、ちょっとそこの経路を教えていただきたいのが、まず１点と。

それから、あと、改革の取組の参考資料なんですけども、令和８年度のＤＸの取組に関してなんですけども、確かにＤＸしなくてはいけないというのは分かるのですけれど、ちょっとこの削減時間が、例えば、この電話の削減時間１７８時間ですか。僕、大してこれ削減になっていないと思っていて、というのは、これ別に、ここＤＸなんですが、何でもかんでもチャットボットにすればいいという問題ではなくて、手続なんていうのは、普通に今、ＰｅｒｐｌｅｘｉｔｙとかｇｅｍｉｎｉとかいろんなＡＩがあるわけですから、住宅公社さんが本当にやらなきゃいけないことは、例えば、そのＦＡＱとかちゃんとそういったのをまとめることが重要なのではないのかなと、あとは勝手に皆さん調べますので。何かそこに金を投資しても仕様がないのではないかなと、ちょっと思うのですけれど、それに関していかがでしょうか。２点です。

**埼玉県住宅供給公社副理事長**

白根委員の御質問にお答えいたします。

まず、市営住宅の関係でございます。市営住宅の管理につきましては、現在、住宅供給公社では川口市のほかですね、さいたま市など全部で１３市から、公営住宅法に基づきまして管理代行等を受託しております。川口につきましては、平成２５年から受託しているということでございます。修繕等のですね、御要望のやり方というような御質問でございましたけれども、川口市営住宅ですと、公社のですね、サービスセンターを川口市役所の２階に、１月１日にですね、鳩ケ谷庁舎から今度、川口庁舎、新しくなりましたので移転いたしまして、そこに職員が常駐いたしまして、対応させていただいております。したがいまして、修繕の御要望等ですね、ありましたら、サービスセンターのほうに御要望が来るというような形になりまして、例えば、難しい御要望であれば、また、市の方とですね、調整しながらやらせていただきますけども、一般の修繕等であれば、連絡頂ければ、業者のほうに手配をすると、そういうような流れでさせていただいております。

あと、引き続きまして、ＤＸのお話も頂きました。ＤＸですね、先ほど庄司理事長の方からお話いたしましたけれども、今年度はいろいろ見える化等をですね、行っているわけなのですけれども、委員のほうからＦＡＱというような御質問がありましたが、そちらにつきましては、県民の方から広く御相談を受けます住まい相談プラザというのが、大宮のコンコースの駅の中にあるんですけども、現在のＦＡＱをですね、充実する作業も行っておりまして、現在ですと、２８０程度ですかね、ＦＡＱを充実してやらせていただいております。そのほかの県営住宅等につきましても、申込み等が分からないということでＦＡＱをまず、作っているのと、あと、昨年度ですかね、ビデオでですね、どういうふうに電子申請すればよろしいのかということで、ビデオ等の方をですね、作りまして、ネット環境があればですね、視聴できるような形で対応させていただいておりまして、１７０数時間が少ないというようなお話もありますけども、県民の皆様がですね、よりよく効率的にですね、手続を行えるようにですね、努めてまいりたいと思います。以上です。

**町田委員**

公園緑地協会に１点だけお伺いします。資料の方を見ますと、基本的な考え方として、

利用者ニーズに応じたサービスの提供により、利用者の拡大を図るとありまして、経営目標・実施方策でも、利用者の愛着や信頼度の向上、防災安全の確保などが掲げられています。それを踏まえて、個別の施設について伺いたいと思います。上尾運動公園の体育館についてなのですけれども、この施設は築６０年近くが経過をしていて、その都度、改修、あるいは、修繕などを実施をしているものの、現在もメインアリーナには冷暖房設備がありません。私自身も大会等で年数回行くのですけれども、夏は蒸し風呂のように暑くて、冬は屋内なのに屋内ではないような寒さといったようなことで、このことについては、利用者あるいは競技団体の方からも長年に渡って、冷暖房設備を付けてくださいといったような要望が上がっているというふうに思っております。また、この体育館ではプロスポーツの公式戦や、県大会なども開催されていて、年間１００，０００人を超える利用者の方がいる一方で、上尾運動公園、これ全体になりますけれども、上尾市の指定の避難の場にもなっているというようなこともありまして、近年の猛暑等も踏まえると、利用者の熱中症対策や災害時の避難所としての安全性の確保という観点からも、喫緊に対応していただきたいというふうに思っております。そこで伺いますけれども、指定管理者として、現在の施設の状況をどのように認識をしているのか。それと、利用者ニーズに応じたサービスの提供等、防災安全の確保という基本方針を踏まえて、この冷暖房設備がない施設の利用者の安全確保や熱中症対策について、どのように取り組んでいくお考えなのかお聞かせをいただければと思います。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

重く受け止めます。現在の状況なんですが、体育館利用者の暑さ対策といたしまして、利用者の要望に応じまして、大型扇風機２０台を貸出しをしております。それから、選手控室につきましては、体育館利用者に使っていただいているということでございます。ここは冷暖房がある部屋なのですが、ちょっと申し訳ないですが、今年１０月から有料にしたいです。それから、体育館の前にですね、児童広場というのがあるんですけども、こちらにはですね、ミスト噴射装置があるようなので、こちらは非常に好評だというふうに聞いております。こういう状況でございまして、今後ですね、ちょっとどういうふうに対策を進めるべきかということにつきまして、更に検討を進めたいと思っておりますが、施設の整備だとか冷暖房の設置とかそういう話になりますと、やはり県のほうにお願いするしかないかなというふうには考えております。以上です。

**山﨑委員**

住宅供給公社に伺います。資料４－２の経営方針、県民に安心安全な住まいと住環境を提供することに関わって、本日から県営住宅の応募が始まっていますが、中東情勢の影響による物価高騰資材不足から、県営住宅の一部において退去後の修繕工事に遅れが生じており、入居可能日が未定となる定期募集住宅は１７０戸に上っていると伺っています。県民の生活が苦しいときこそ、県営住宅の役割が重要であり、当選者の一刻も早い入居を実現していただきたいのですが、現在の状況と今後の見通しを伺います。また、入居日未定が長期化した場合、入居の権利が消滅しないのかも伺います。それから、１戸当たりの空き室クリーニングの費用上昇により、クリーニングできない空き住戸が増加することがないようにしていただきたいのですが、現在の状況と今後の見通しを伺います。

**玉県住宅供給公社理事長**

まず、合わせて中東情勢を受けて県営住宅の募集がどうなるかということだと思います

けれども、７月の定期募集の段階では、募集段階で中東情勢の影響で修繕見込みが立たなかったことが一部あったので、そこの部分が先ほどおっしゃった１７０戸別枠で、募集しているということだと思っております。現在のところ、別枠でやってる入居未定のものについても、定期募集Ａのときの入居日９月２３日で入居できるように、対応を急いでいるというところでございます。当選された方が、先のことが全く分からないということのないように丁寧に対応してまいります。仮に、入居未定が長期化した場合であっても、当選者本人からの辞退の申出がない限り、入居権利の喪失はありません。それから、クリーニングについても、もともと我々はクリーニングだけをやるのではなくて、募集するときに全部、修繕の中の一部でクリーニングをするということになっております。そこの中で、現在のところ、先ほどと同じように、できるだけ早くしようということで対応しておりまして、それで、状況がしょっちゅう変わるんで、どうか分かりませんけれど、できるだけ早く入居者に安心して対応していただけるようにということで、やっていってる最中だと思っております。以上でございます。

**小島委員**

各３団体にお聞きしたいんですけれども、資料１０、１１、１２で、委託契約の関係なんですけど、これがどうとかと言わないですが、３年間の経過が載ってますので、その３年間の経過でですね、人件費、最低賃金が上がったり、物価が上がってきておりますけれども、一つ一つのことは言わないですけども、逆に３年前より安く受注したりですね、確かに上がっているところもあるんですけれども、この３年間で、市場といいますか、周りの物価高騰とかですね、そういう人件費が上がってることに配慮した委託をしているのかということですね。ですから、発注に対して、そういう人件費、物価高を見ているのかということです。金額が低い入札ですから、例えば、植栽の管理だとかビルメン、マンパワーがほとんどの仕事でありますから、こういうものにちゃんと、経済状況を合わせて、配慮して発注をしているのかということをお聞きしたいと思いますし、あと、これに載っていない、もっと大きな案件とかもあるかと思いますけれども、ちゃんと物価に合わせた入札をしているのかということをお聞きしたいと思います。

**埼玉県住宅供給公社理事長**

住宅供給公社としては、毎年、県から頂いた予算の中でやっていくときに、年に１回、それぞれのコストを､直近のもので出していただいて､それを使って試算をしております。植栽については､ほとんど金額が小さいので､そんなに競争入札は少ないのですけれども、おそらく数%は上がるの前提で、人件費相当上がっていっているので、その部分を前提に上がっていて、これで受注者が一定の赤字にならないような程度で応札してくれているのだと思っております。それ以外の残りの一般競争入札につきましても、同じように受注をしていただいておりまして、途中段階で不調が一部ありますけれども、結果としては、ほとんどの件数が受注いただいていますので、足りないのは、先ほど申し上げた数%の人件費が上がったり､いろんな上がったりした部分のところが､今年度でできないという形で、対応ができているというふうに考えております。以上でございます。

**（公財）埼玉県公園緑地協会理事長**

当協会におきましても、清掃、警備、設備保守、それから、人力の除草だとか芝刈り等の人件費につきまして、人件費の高騰を踏まえまして、積算単価を上昇させたという形でございます。以上です。

**（公財）産業振興公社総務企画部長**

小島委員の御質問にお答えを申し上げます。当公社では、業者発注の際にプロポーザルが多くございまして、例えば、イベントの出展に関するブースの設営やホームページの開設などが多いのですが、そういった際には、私どもの設計の金額を当然、設けます。これも、審査の基準にするということで、業者から提案を頂くのですけれども、基本的には人件費の高騰も踏まえた金額を設定させていただいております。極端に設定金額からかい離した低い金額を入れるところがあれば、当然、聞き取りを行うのですが、今のところは、そういった事案はございません。今後とも、そういった事案があれば、人件費をちゃんと反映したものになるよう、注意を払ってまいりたいというふうに考えております。

**小島委員**

御答弁ありがとうございます。それぞれ努力はされているというのは分かりましたけれども、県から来たから大丈夫だろうじゃなくて、お互いですね、しっかり確認をしながら、特に小さい委託契約、小さい金額でもそれで食べてる人がいるのだから、しっかり確認をして、県内企業の育成並びに県民の働く場の確保をお願いしたいと思います。以上です。